

様式第1号（第3条関係）

和泉市教育委員会後援名義使用承認申請書

年 月 日

和泉市教育委員会教育長 あて

団体名・代表者名

下記の事業を実施するにあたり、和泉市教育委員会の後援名義を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業名	
主催者名	
主催者区分 ※いずれかに○を記入	<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体 <input type="checkbox"/> 文部科学省の所管教育関係団体 <input type="checkbox"/> 教育委員会が所管する団体 <input type="checkbox"/> その他教育委員会が適切と認める主催者
日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場所	
参加人数（予定）	
目的	
概要	
確認事項 ※内容を確認の上、すべての項目に○を記入	<input type="checkbox"/> 和泉市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第4条の要件を満たしています。 <input type="checkbox"/> 事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業内容変更承認申請を行います。 <input type="checkbox"/> 和泉市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第7条1項に該当し、承認を取消されても異議はありません。
担当者連絡先	住所： 氏名： 電話：

【関係書類】 事業計画書、収支予算書、団体の会則又は規約、その他上記確認事項に関する説明書類等

【参考】和泉市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱（抜粋）

（承認の要件）

第4条 教育委員会は、次に掲げる要件を満たす団体に対し、後援名義の使用を承認することができる。

(1) 主催者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 文部科学省の所管教育関係団体
- ウ 教育委員会が所管する団体
- エ その他教育委員会が適切と認める主催者

(2) 主催者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ア 主催者の存在が明確であること。
- イ 主催者の事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。
- ウ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- エ 主催者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- オ 事業内容が他の団体の同種の事業と競合し、教育委員会の後援名義を使用することにより混乱が生じるおそれがないこと。
- カ 過去に承認を行っている場合、事業実績報告において本条の基準を全て満たしていることと認められること。

(3) 申請事業は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ア 教育委員会の教育行政の一般方針に寄与する事業であること。
- イ 営利性が認められない事業であること。
- ウ 主催者の内部行事でない事業であること。
- エ 開催地が市内又は市外にかかわらず、和泉市民が参加可能な事業であること。
- オ 入場料、出品料、参加料等が参加者に過度の負担とならない事業であること。
- カ 開催場所は、公衆衛生や災害防止について十分な措置が講じられていること。
- キ 宗教活動又は政治活動でない事業であること。
- ク 申請事業の登壇者、発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められていること

（承認の取消し）

第7条 教育委員会は、第5条の規定により承認した申請事業（以下「後援事業」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき。
- (4) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。